

埼玉県幸手保健所 会計年度任用職員募集要項【一般事務・短期】

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されているものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用されます。

1 職務内容

以下に係る台帳入力、電話対応、窓口対応、書類整理及び電子申請の処理

- (1)・・・指定難病医療給付事務に関すること
- (2)・・・小児慢性特定疾患医療給付事務に関すること
- (3)・・・栄養・健康づくり事務に関すること

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)・・・Word、Excel 等を使用した入力・集計、資料作成などパソコンの基本的操作ができること
- (2)・・・明るく誠実で協調性のある方
- (3)・・・公務員としての高い自覚を持ち、県民の立場に立って職務を遂行できる方
- (4)・・・強い責任感と熱意を持って職務を遂行できる方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和7年12月3日から令和8年3月31日まで

(2)勤務時間・勤務日

原則週4日・週29時間(9時00分～17時15分(7時間15分/日))

※休憩時間:12時00分～13時00分(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

勤務日及び勤務時間(例)

月・火・水・金 9時00分～17時15分(7時間15分/日)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇制度あり。

※付与日数は県の規定によります。

(5)報酬日額(7時間15分/日)

9,210～11,060 円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(7)社会保険

雇用保険、厚生年金保険、健康保険、労災保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(8)勤務地

埼玉県保健医療部幸手保健所内

所在地:〒340-0115 幸手市中1-16-4

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和7年10月29日(水曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

ただし、応募状況により、期限前でも募集を締め切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募(一般事務)」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

- (5)持参される場合の受付時間は、8時30分から12時00分、13時00分から17時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接・実技試験(パソコン操作))は、埼玉県幸手保健所内の会場で11月7日(金)または10日(月)に実施する予定です。日時及び場所については、第二次審査実施日までに連絡します。

なお、応募書類の返却はしません。

(3)最終結果

第二次審査の受験者全員に結果を連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒340-0115 幸手市中1-16-4

担 当:埼玉県幸手保健所 総務・地域保健推進担当

電 話:0480-42-1101